

# 長泉町物価高騰等対策 中小企業臨時支援金

原油価格や物価の高騰等により影響を受けている町内の中小企業者等に、支援金を給付します。

申請期間：令和4年8月10日（水）～12月16日（金）

## 【支援金概要】

◎対象者 町内に常設の事業所等を有する中小企業、個人事業者、農業者等

◎給付額 1事業者あたり**上限10万円** ※申請は1事業者1回のみ  
ただし、算出額が2万円未満のときは給付対象外です。

## 【算出方法】

申請対象月（令和4年4月から7月までの任意の1箇月）に、町内事業所等で**事業用に使用した電気代、ガス代、燃料油代（税抜）の2分の1**（1,000円未満切捨）

◎申請方法 窓口又は郵送提出

送付先：〒411-8668 長泉町中土狩 828

長泉町産業振興課 中小企業臨時支援金担当

## ◎申請書類

- (1) 申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 町内に事業所を有する中小企業者であること及び代表者名が確認できる書類
- (4) 申請対象月の電気代、ガス代の検針票、燃料油代の領収書等の写し
- (5) 請求書（様式第5号）

★★具体的な内容はうら面及びホームページへ★★

お問い合わせ先

長泉町産業振興課（平日8時30分～17時15分）

電話番号：055-989-5516

電子メール：sangyo@town.nagaizumi.lg.jp



町ホームページ

# ●長泉町物価高騰等対策中小企業臨時支援金について●

## ◎対象者（次のいずれにも該当すること）

(1) 町内に常設の事業所を有する中小企業者であること。

※中小企業者

①中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300人以下
②卸売業	1 億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

②上記以外の法人又は組合（管理組合を除く。）であって、資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数が①の中小企業者の範囲に該当する者

③個人事業者、農業者

(2) 今後 1 年以上事業を営む予定であること。

(3) 町税等に滞納がないこと。

(4) 事業に必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。

(5) 暴力団若しくは暴力団員ではないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。

(6) 政治活動及び宗教活動を目的とする者でないこと。

## ◎申請対象月

令和 4 年 4 月から 7 月までの任意の 1 箇月を申請者が選択 ※(1)と(2)は同月

(1) 電気代、ガス代は検針日の属する月

(2) 燃料油代は給油日が属する月（前払い及び後払いの場合も給油日）

## ◎対象経費

申請対象月に町内の事業所又は町内の事業所で使用する車両で事業用に使用した電気代、ガス代及び燃料油代とする。（確定申告時に必要経費となるものに限る。）ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(1) 電気代 小売電気事業者から申請者に直接請求をされた電気の代金

(2) ガス代 ガス小売事業者又はプロパンガス販売事業者から申請者に直接請求をされたガスの代金

(3) 燃料油代 揮発油販売業者又は石油販売業者から申請者が直接購入したエネルギー源として用いられるガソリン、軽油、重油、灯油等の代金

## ◎支援金の申請額

同じ申請対象月の対象経費（税抜）の合計に 2 分の 1 ※算出金額が 2 万円未満の場合は支給対象外です。

1 事業者あたり **上限 10 万円**（1,000 円未満切捨）※ 1 回限り

## ◎申請方法

下記の申請書類を窓口又は郵送提出

※申請書等の様式、記入例はホームページに掲載しております。

※申請書等がホームページから入手できない方には郵送も致しますので、ご連絡ください。

(1) 申請書兼実績報告書（様式第 1 号）

(2) 誓約書（様式第 2 号）

(3) 町内に事業所を有する中小企業者であること及び代表者名が確認できる書類

※ 登記事項証明書、確定申告書、ホームページや事業所案内等の写し

※ 町内に事業所を有する中小企業者であることが確認できない場合は、追加で書類を求めることがあります。

(4) 申請対象月の電気代、ガス代の検針票、燃料油代の領収書等の写し

※ 電気、ガス代の検針票については、供給事業者が発行したもので、使用場所、使用者が明記されていること

※ 燃料油代の領収書等については、給油日がわかるものであること

(5) 請求書（様式第 5 号）

## ◎申請受付期間

**令和 4 年 8 月 10 日（水）～12 月 16 日（金） 17 時 15 分まで（必着）**

## ◎その他

交付対象者及び対象経費に該当しないことが判明したとき、虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき、その他要綱の規定に違反したときは、支援金の交付決定及び確定の全部又は一部を取消すことがあります。

支援金の交付決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されている場合は、期間を定めてその返還を命ずることがあります。

## 【申請・問い合わせ先・ホームページ】

長泉町産業振興課 〒411-8668 長泉町中土狩828 電話：055-989-5516 F A X：055-989-5564

Email:sangyo@town.nagaizumi.lg.jp

URL:https://www.town.nagaizumi.lg.jp/soshiki/sangyo/5/8573.html